『医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（物価上昇支援）』のご　案　内

医療機関等が令和６年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給します。

支援金額

・有床診療所（医科・歯科）【病床数が１４床以上】	１３，０００円×病床数
【病床数が１３床以下】	１７０，０００円
・無床診療所（医科・歯科）	１７０，０００円
・薬局（所属する同一グループ内の保険薬局数が１店舗以上５店舗以下）	８５，０００円
・薬局（所属する同一グループ内の保険薬局数が６店舗以上１９店舗以下）	７５，０００円
・薬局（所属する同一グループ内の保険薬局数が２０店舗以上）	５０，０００円

支給対象者

・保険医療機関（有床・無床診療所）、保険薬局

支給要件

・保険医療機関コードが発行されており、令和７年４月１日から申請日時点までに診療報酬請求の実績がある施設

※令和８年１月１日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とします。

※給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める場合があります。

ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、北海道知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではありません。

※病床数については、令和７年８月１日時点の病床数とします。ただし、令和６年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和７年度に繰り越して実施）により同年８月２日以降に削減した病床数を除きます。

※薬局については、令和７年４月３０日時点の店舗数に応じた支援とします。

申請について

【委託先】

申請及び支払いに関する業務を北海道国民健康保険団体連合会に委託しております。

【申請書の送付について】

支給対象施設に対し、交付申請書を直送します。発送予定日：４月１０日

【申請書の提出について】

交付申請書が届きましたら、内容確認の上、同封の返信用封筒を使用し、北海道国民健康保険団体連合会あて郵送してください。

【申請受付期間】

令和８年４月１３日（月）から６月３０日（火）まで

支援金の支払いについて

①交付申請書が４月３０日（木）までに到着したもの・・・令和８年５月２８日（木）振込予定

②交付申請書が５月１日（金）～６月３０日（火）までに到着したもの

・・・令和８年７月２４日（金）振込予定

その他

賃上げ支援については、別途ご案内します。